

お知らせ

原爆死没者・戦没者の慰霊と平和祈念の黙とうを

広島、長崎に原爆が投下されて、今年で72年を迎えます。今年も市では、原爆死没者、戦没者の霊を慰め、世界恒久平和の実現を祈念するため「広島・長崎に原爆が投下された日時」と「戦没者を追悼し平和を祈念する日」にサイレンを1分間吹鳴します。職場や家庭等で敬けんな黙とうをお願いします。 ※サイレン吹鳴の前に「事前案内放送」を行います。

■とき

- 8月6日(日) 午前8時15分(広島)
8月9日(水) 午前11時2分(長崎)
8月15日(火) 正午(終戦の日)

「非核・平和図書」の活用を

淡窓図書館では、非核や平和に関する図書を随時貸し出しています。どうぞ活用ください。

問総務課行政係

- ☎282001 (市役所4階)
淡窓図書館 ☎2497

清掃センターお盆前の開設日

清掃センターでは、毎月第3日曜日を開設日としています。8月はお盆前の8月6日を「開設日」とします。(有料)
なお、大山町の最終処分場は開設しませんので、「埋め立てごみ」が

ている家庭(以下「ひとり親家庭」)に支給される手当です。次の条件に当てはまる児童を扶養・養育する父、母又はその養父母等に支給されます。
・父母が離婚した児童
・父又は母が死亡した児童
・父又は母が重度の障害の状態にある児童
・父又は母に一年以上遺棄されている児童

②ひとり親家庭等医療費助成
ひとり親家庭の親と児童及び父母のいない児童の医療費を助成する制度です。
※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費の両方を受給している人は、一緒に届出してください。また、児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成は、所得制限があります。

③特別児童扶養手当
心身に障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする満20歳未満の児童を養育する父、母又はその養育者に支給される手当です。
※対象児童が施設に入所している場合や障がいを理由に年金を受給できる場合は、対象になりません。また、手当額は障がいの程度や所得で決定します。

- 問①・②こども未来室家庭支援係
☎28292 (市役所1階)
☎28290 (市役所1階)
☎28290 (市役所1階)

ある場合は清掃センターに持ち込んでください。
■開設日 8月6日(日)
午前8時30分〜午後4時
※正午〜午後1時までは昼休みです。
※8月の第3日曜日は開設しません。
■対象 家庭ごみ及び事業系ごみ(許可業者搬入可)
※分別方法はごみ分別辞典又はごみ収集日程表の裏(分け方・出し方)をご覧ください。

※災害ごみの排出につきましては、8月31日(木)まで延期し、無料で受け付けています。
問清掃センター ☎20111

行政資料コーナーを

ご利用ください

市役所1階に行政資料コーナーを設置しています。
日田市の例規集、予算書、各種計画書、市議会会議録等を置いてありますので、ご利用ください。
問総務課行政係(3日以内窓口)
☎28233 (市役所1階)

危険物の貯蔵や取扱いに注意

消防法上の危険物は、種類によって指定数量の規定があり、それ以上を貯蔵・取り扱う場合は消防法で定められた許可が必要です。火災や漏えい等を防ぐために、関係法令を守り、安全に取り扱いましょう。
■指定数量
・ガソリン 200リットル

8月は特別障害者手当・障害児福祉手当の支給月

5月から7月までの特別障害者手当・障害児福祉手当を8月10日(木)に振り込みますのでご確認ください。
※次のような場合は手当が支給できなくなり、左記に必ず届け出てくださいます。
・受給者が死亡又は市外に転出した。
・病院等(診療所及び介護老人保健施設を含む)に3か月以上継続して入院した。
・福祉施設(介護老人福祉施設や障がい者支援施設など)に入所した。

問社会福祉課障害福祉係
☎28290 (市役所1階)

年金請求書の

8月1日から、老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮されました。対象となる人には黄色色の封筒を送付しています。請求手続きをしていない人は、年金ダイヤル(☎0570・051165)に予約し、年金事務所で行ってください。
問日本年金機構日田年金事務所
☎26174
健康保険課国保・年金係
☎28271 (市役所1階)

・灯油・軽油 1000リットル
・重油 2000リットル
※ただし、指定数量の5分の1以上の場合は条例により規制を受け、届出(個人住宅は2分の1以上)も必要となります。

問日田消防署危険物係 ☎22204

マイナンバーカード

受取時間外窓口を開設

■とき 8月27日(日)
午前8時30分〜午後5時
■ところ 市役所1階 市民課
※北側玄関をご利用ください。
※詳細は左記にお問い合わせください。
問市民課窓口サービス係
☎28204 (市役所1階)

道路上に張り出している

樹木の伐採のお願い

道路や歩道への枝の張り出しや倒木は、通行の妨げとなるだけでなく、歩行者や通行車両の事故につながる恐れがあります。事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。(民法第717条)
私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため、市で勝手に切ることにはできません。樹木の張り出し、折れ枝、竹木の繁茂等によって通行に障害がある場合は、個人の管理・責任の下、枝払い・伐採等の処置をお願いします。

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者募集

日本遺族会は、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象に、父等が戦没した旧戦地を訪れ、慰霊追悼と同地域の住民と友好親善を図ることを目的とした、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。
※詳細は大分県遺族会連合会にお問い合わせください。
問大分県遺族会連合会
☎097・543・2459
健康保険課国保・年金係
☎28271 (市役所1階)

問大分県遺族会連合会

たまご学級参加者募集

妊娠中の不安を解消し、健康に過ごして安心して赤ちゃんを生み育てるための、出産準備・育児教室を開催します。
①とき 8月25日(金)
内容 妊娠中の歯科と栄養について
②とき 9月1日(金)
内容 赤ちゃんのお風呂の入れ方 お父さんの妊婦体験
③とき 9月8日(金)
内容 助産師さんのお話
産後のサポートについて
※時間は午後7時〜8時30分、②は午後7時〜9時。
(受付は午後6時30分から)

- ところ ウェルピア
■募集数 20組程度
■参加料 無料



問土木課管理係
☎28216 (市役所5階)

健康・福祉

オレンジカフェひた

■とき 8月27日(日) 午後2時〜4時
■ところ 上津江高齢者生活福祉センター(やすらぎ苑)
■参加費 100円
※お茶やコーヒー、お菓子を食べながら、認知症に関する情報や知識を共有し、悩みを語り合い交流する場です。
※申込み不要でも参加できます。
問オレンジカフェひた実行委員会事務局(グループホーム花花)
☎263501
長寿福祉課長寿福祉係
☎28299 (市役所1階)

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成・特別児童扶養手当支給資格の現況届は8月中に提出を

現在、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成・特別児童扶養手当を受給している人には、「現況届のお知らせ」を送付していますので、指定された日時・場所で届出を行ってください。
※届出を行わない場合、引き続き支給資格があっても、8月以降の受給ができません。
①児童扶養手当
父又は母と生計を一緒にしていない児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日を迎えるまで)を養育し

※左記に電話でお申し込みください。
■申込期限 8月24日(木)
※電子申請有り。



問健康保険課健康支援係
☎23000 (ウェルピア内)

ステップ運動リーダー

養成講座参加者募集

市では、平成25年度から身近で取り組みやすくダイエット・老化予防に効果的なステップ(踏み台昇降)運動を中心とした健康づくりを推進しています。この運動を地域に普及するためのリーダーを養成します。
■とき 9月4日(月)〜11月27日(月)
午前10時〜11時30分
毎週月曜日(全11回)
■ところ ウェルピア
■募集数 18人
※運動をすることができ、地域に広める事ができる人等、条件がありますので、詳細は左記にお問い合わせください。

■申込期限 8月14日(月)
問健康保険課健康支援係
☎23000 (ウェルピア内)